

第4回匝瑳市市民協働推進協議会

日 時：平成29年3月29日（水）

午前10時から

場 所：市民ふれあいセンター

1階 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱及び平成29年度匝瑳市市民提案型事業募集要項について

(2) 平成29年度匝瑳市市民協働推進協議会等スケジュール（案）について

(3) その他

4 閉 会

○匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱（案）

平成29年4月1日

告示第●●号

（趣旨）

第1条 この告示は、匝瑳市市民協働指針に基づき、協働を推進し、地域の課題解決や、活性化を図るため市民等が主体的に取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内において匝瑳市市民提案型事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業及び団体）

第2条 この助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）及び対象となる団体（以下「助成団体」という。）は、別表第1に定める要件を満たす事業及び団体とする。ただし、次の各号に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的とする事業
- (2) 自治会、町内会などが行う祭礼、その他の親睦的事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなつた日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

（助成対象経費）

第3条 この助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

（助成金の交付額等）

第4条 助成金の交付額は、別表第1に定めるところにより、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 助成金の交付回数は、1つの助成団体に対し、当該年度1回とする。

（助成対象事業の公募）

第5条 市長は、助成対象事業を募集するに当たり、募集要項を定めるものとする。

- 2 前項の募集要項には、助成対象事業の審査の方法及び基準並びに申込期間を記載するものとする。
- 3 助成金の交付を受けようとする団体は、前項に定める申込期間内に匝瑳市市民提案型事業提案書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（審査選考）

第6条 市長は、前条の規定により提出された提案書について、匝瑳市市民協働推進条例（平成28年4月匝瑳市条例第1号）に基づき設置された匝瑳市市民協働推進協議会（以下「協議会」という。）の審査に付するものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により提案書が審査に付されたときは、提出書類に記された内容の検討・評価及び提案者の公開プレゼンテーション等により審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の規定する報告を参考に、提案された助成事業の採択又は不採択を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による決定内容を匝瑳市市民提案型事業選考審査結果通知書（第2号様式）により当該団体に通知するものとする。
- 5 市長は、助成金の交付を受けた団体の名称及び助成金の交付額を広報その他適切な方法により公表するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により選考された助成団体が規則第3条の規定により助成金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに匝瑳市市民提案型事業助成金交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 規則第4条の規定により市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定しなければならない。

- 2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を匝瑳市市民提案型事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定後、助成事業の内容を変更し、又は中止、若しくは廃止しようとする場合は、匝瑳市市民提案型事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を匝瑳市市民提案型事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（第6号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定により助成事業者は、助成事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに匝瑳市市民提案型事業実績報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、事業の結果について協議会等において活動内容を発表し、市民から理解を得られるよう努めるものとする。

（交付確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認められる場合は、規則第13条の規定により匝瑳市市民提案型事業助成金交付確定通知書（第8号様式）を助成事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第15条の規定により助成金の交付を請求しようとするときは、匝瑳市市民提案型事業助成金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条の規定により助成金の交付を概算払で請求しようとする助成事業者は、匝瑳市市民提案型事業助成金概算払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 助成団体は、助成事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、助成金に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

1 新団体設立支援

区分	要件等
団体の要件	<ul style="list-style-type: none"> (1)市内の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業に取り組む団体であること。 (2)同一事業について、匝瑳市の財源による他の補助金等を受けていないこと。 (3)取り組む事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確であること。 (4)活動する拠点が市内であること。 (5)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (6)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。 (7)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。
助成額	<p>助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき300,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額 (2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額
交付回数の限度等	(1)同一年度内において1団体あたり1事業とする。

2 団体ステップアップ支援

区分	要件等
事業の要件	<p>(1)市内で実施される事業</p> <p>(2)次のアからウに掲げる事業のいずれかに該当する事業</p> <p>ア 今後、市民活動を行う団体、地域、行政などとの協働につながる事業</p> <p>イ 地域資源の発掘や地域ブランドの創造につながる事業</p>
団体の要件	<p>(1)活動する拠点が市内であること。</p> <p>(2)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。</p> <p>(3)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。</p> <p>(4)団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。</p> <p>(5)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。</p>
助成額	<p>助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき300,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額</p> <p>(2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額</p>
交付回数の限度等	<p>(1)同一年度内において1団体あたり1事業までとする。</p> <p>(2)同一事業を実施する場合においては、2回までとする。</p>

3 協働提案型

区分	要件等
事業の要件	(1)市内で実施される事業 (2)住み良いまちづくりのための課題解決や、活性化を図る事業であり、市民活動を行う団体、地域、行政などが協働して取り組む事業
団体の要件	(1)活動する拠点が市内であること。 (2)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (3)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。 (4)団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。 (5)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。
助成額	助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき500,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1)助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額 (2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額
交付回数の限度等	(1) 同一事業を実施する場合においては、2回までとする。

4 こどもまちづくり提案型

区分	要件等
事業の要件	(1)市内で実施される事業 (2)自分たちが将来も住みつけたい街にするための企画提案を行い、自ら活動することにより郷土愛を育む事業
団体の要件	(1)活動する拠点が市内であること。 (2)市内に在住し、又は在学している小学生から高校生であり、保護者又は学校の職員が参画すること。
助成額	助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき100,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1)助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額 (2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額
交付回数の限度等	(1)同一年度内において1団体あたり1事業までとする。 (2)同一事業を実施する場合においては、2回までとする。

別表第2（第3条関係）

《助成対象経費》

区分	対象経費
旅費	講師、指導者及び補助者の活動場所までの交通費の実費及び会議に出席するための交通費の実費等
報償費	催物等を開催する場合の講師及び専門家への謝礼（団体構成員に対するものは除く。）、調査及び研究に係る謝礼
消耗品費	会議資料、活動資料、プログラム、ポスター等の用紙及び摩耗しやすい機材の部品、材料費等
燃料費	ガソリン代等
印刷製本費	チラシ、テキスト等の印刷及び資料のコピー、写真現像代等
通信運搬費	募集案内、会議資料などを送付するための切手、ハガキ、宅配便等
保険料	参加者、指導者及び講師が加入する損害賠償保険料等
使用料及び賃借料	会場の借上げ料、機械のリース料等
備品購入費	団体設立支援・ステップアップ支援の1品当たりの助成限度額は、100,000円を限度とする。
検査手数料	事業実施に必要な検査手続に関する費用等

第1号様式(第5条関係)

匝瑳市市民提案型事業提案書

年 月 日

匝瑳市長 あて

提案者 所在地

団体名

代表者氏名

印

電話

年度において匝瑳市市民提案型事業を実施したいので、匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提案します。なお、匝瑳市市民提案型事業提案書・計画書・收支予算書・団体概要書（連絡先の情報は除く）に記載された事項について、公開されることに同意します。

記

1 事業名

2 事業の区分（該当する区分の番号に○をしてください）

1	団体設立支援
2	団体ステップアップ支援
3	協働提案型
4	こども協働まちづくり提案型

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要（定款、規約、会則等含む）
- (4) 団体役員（会員）名簿
- (5) 前年度活動報告書及び前年度収支計画書（団体設立支援は除く）
- (6) 法人市民税納税証明書

第2号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長 太田 安規 印

匝瑳市市民提案型事業選考審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった匝瑳市市民提案型事業提案書について審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 選考結果
- 2 付帯条件

第3号様式(第7条関係)

匝瑳市市民提案型事業助成金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

電話

年度において匝瑳市市民提案型事業を実施したいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業名

2 助成事業の経費の配分

助成対象経費	円
その他の経費	円
計	円

3 助成事業の内容

4 助成事業の着手及び完了の予定年月日

着手	年	月	日
完了	年	月	日

5 交付を受けようとする助成金の額

(助成対象経費	円の	%)
---------	----	----

6 その他参考となるべき事項

7 添付書類

- (1) 匝瑳市市民提案型事業提案書の写し
- (2) 匝瑳市市民提案型事業選考結果通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長 太田 安規 印

匝瑳市市民提案型事業助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった匝瑳市市民提案型事業助成金については、
下記のとおり交付の決定(却下)をしたので、匝瑳市補助金等交付規則第6条の規定により、
通知します。

記

1 次のとおり助成金の交付を決定しました。

交付決定額 金 円

交付条件

- (1) 助成事業の内容又は経費の配分を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 次のとおり助成金の交付を却下しました。

却下理由

第5号様式(第9条関係)

匝瑳市市民提案型事業変更(中止・廃止)承認申請書

年　月　日

匝瑳市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

(印)

電話

年　月　日付け第　　号で交付決定のあった匝瑳市市民提案型事業について下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、申請します。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 変更・中止・廃止の理由

3 変更・中止・廃止の時期

第6号様式(第9条関係)

第
年
月
号

様

匝瑳市長

印

匝瑳市市民提案型事業助成金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書

年　　月　　日付けで申請のあった匝瑳市市民提案型事業助成金の変更(中止・廃止)については、下記のとおり決定をしたので、匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します。

- (1) 決定の内容
- (2) 助成金の額　　変更前
　　　　　　　　　　変更後

2 承認しません。

理由

匝瑳市市民提案型事業実績報告書

年　月　日

匝瑳市長 あて

報告者 所在地

団体名

代表者氏名

印

電話

年　月　日付け第　　号で交付決定のあった匝瑳市市民提案型事業について事業が完了したので、匝瑳市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成金交付決定額　　金　　円

2 助成事業の開始及び完了年月日

年　月　日着手

年　月　日完了

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費を支払ったことを証する書類(領収書の写し)
- (3) 事業概要が確認することができる資料(行事等の成果報告等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

□

第8号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長 太田 安規 印

匝瑳市市民提案型事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった匝瑳市市民提案型事業助成金について
は、匝瑳市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

記

交付確定額 金 円

第9号様式(第12条関係)

匝瑳市市民提案型事業助成金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 所在地

団体名

代表者氏名

印

電話

年 月 日付け第 号で額の確定通知のあった匝瑳市市民提案型事業助成金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

金

円

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	普通・当座		
			口座番号			
			金融機関コード	店舗コード		
ふりがな						
口座名義人						

第10号様式(第12条関係)

匝瑳市市民提案型事業助成金概算払請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 所在地

団体名

代表者氏名

(印)

電話

年 月 日付け第 号で額の確定のあった匝瑳市市民提案型事業助成金について匝瑳市補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

請求額	円
(内訳) 交付決定額	円
受領済額	円
今回請求額	円

口座振込依頼欄	銀行	本店 支店 支所 出張所	種目	普通・当座						
	信用金庫			口座番号						
	信用組合									
	農協			金融機関コード	店舗コード					
ふりがな										
口座名義人										

平成29年度匝瑳市市民提案型事業募集要項

1 趣旨（提案型事業の目的）

匝瑳市では、人口構造の変化や複雑化する地域課題の解決に向けて、住民や団体などの多様な主体が連携し、それぞれが持つ「知恵」と「ちから」を生かして協力する「協働」のまちづくりを目指しています。

この制度では、市民等が主体的に取り組む事業を募集し、優れた提案に対して費用の一部を助成します。

2 募集の要件

（1）対象となる事業

①新団体設立支援

区分	要件
団体の要件	(1)市内の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業に取り組む団体であること。 (2)同一事業について、匝瑳市の財源による他の補助金等を受けていないこと。 (3)取り組む事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確であること。 (4)活動する拠点が市内であること。 (5)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (6)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。 (7)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。

②団体ステップアップ支援

区分	要件等
事業の要件	(1)市内で実施される事業 (2)次のアからイに掲げる事業のいずれかに該当する事業 ア 今後、市民活動を行う団体、地域、行政などとの協働につながる事業 イ 地域資源の発掘や地域ブランドの創造につながる事業
団体の要件	(1)活動する拠点が市内であること。 (2)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (3)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。 (4)団体結成後おはむね1年以上の活動実績があること。 (5)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。

③協働提案型

区分	要件等
事業の要件	(1)市内で実施される事業 (2)住み良いまちづくりのための課題解決や、活性化を図る事業であり、市民活動を行う団体、地域、行政などが協働して取り組む事業
団体の要件	(1)活動する拠点が市内であること。 (2)構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (3)団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。 (4)団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。 (5)団体に市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税等の滞納がないこと。

④こどもまちづくり提案型

区分	要件等
事業の要件	(1)市内で実施される事業 (2)自分たちが将来も住みつけたい街にするための企画提案を行い、自ら活動することにより郷土愛を育む事業
団体の要件	(1)活動する拠点が市内であること。 (2)市内に在住し、又は在学している小学生から高校生であり、保護者又は学校の職員が参画すること。

(2) 対象とならない事業

- ①特定の政治活動や宗教活動または営利を目的とする事業
- ②自治会、町内会などが行う祭礼、その他の親睦的事業
- ③公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体

3 助成金額

対象事業名	助成金の算出方法	限度額
新団体設立支援	次のいずれか低い額 (1)助成対象経費の3分の2以内の額 (2)活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額	30万円
団体ステップアップ支援	同上	同上
協働提案型	同上	50万円

こどもまちづくり提案型	同上	10万円
-------------	----	------

4 助成対象経費

区分	対象経費
旅費	講師、指導者及び補助者の活動場所までの交通費の実費及び会議に出席するための交通費の実費等
報償費	催物等を開催する場合の講師及び専門家への謝礼（団体構成員に対するものは除く。）、調査及び研究に係る謝礼
消耗品費	会議資料、活動資料、プログラム、ポスター等の用紙及び摩耗しやすい機材の部品、材料費等
燃料費	ガソリン代等
印刷製本費	チラシ、テキスト等の印刷及び資料のコピー、写真現像代等
通信運搬費	募集案内、会議資料などを送付するための切手、ハガキ、宅配便等
保険料	参加者、指導者及び講師が加入する損害賠償保険料等
使用料及び賃借料	会場の借上げ料、機械のリース料等
備品購入費	団体設立支援・ステップアップ支援の1品当たりの助成限度額は、100,000円を限度とする。
検査手数料	事業実施に必要な検査手続に関する費用等

5 応募の手続き

(1) 提案書の配布

提案書及びその他手続きに必要な書類は、環境生活課において配布、または、市ホームページよりダウンロードできます。

アドレス <http://www.city.sosa.lg.jp/>

(2) 提出方法

持参または郵送（持参の場合は午前9時から午後5時まで）

(3) 提出書類

①市民提案型事業提案書（別紙第1号様式）

②添付書類

事業計画書、収支予算書、団体概要（定款、規約、会則等含む）、団体役員（会員）名簿、前年度活動報告書及び前年度収支計画書（団体設立支援は除く）、法人市民税納税証明書

(4) 募集期限

平成29年5月31日（水）必着

※応募多数の場合、募集期間中であっても募集を締切る場合あり。

(5) 提出先

匝瑳市環境生活課 市民協働班

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話 0479 (73) 0088 FAX 0479 (72) 1116

6 審査方法等

(1) 匝瑳市市民協働推進協議会による審査

応募された提案事業を、書類審査とプレゼンテーションにより選考します。協議会は、市長へ評価した事業の結果を報告します。その結果をもとに市長が採択事業を決定し各団体に通知します。

(2) プrezentationの実施（実施日未定）

協議会の席上で、公開プレゼンテーションを行います。提案団体は、提案事業内容を発表し、その後、協議会委員の質疑に応じていただきます。

プレゼンテーションの方法は自由です。資料を配布する場合は発表当日までに12部用意してください。

当日、プレゼンテーションを欠席した場合は、審査対象外となります。

7 審査基準

事業の選考基準は次の5項目です。

(1) 公益性

地域が抱える様々な課題の解決に向けて行う市民に有益な事業で、市のまちづくりに寄与するものであるか。

(2) 実現性

計画及び予算に具体性、実現性があり、事業を行うにあたって、団体が適正な規模、自己負担能力を有しているか。

(3) 発展性（協働性）

協働のまちづくりの事業として発展が期待できるのもあり、継続的に

実施することが可能か。

(4) 独創性

発想や着眼点に先見性があり、まちづくりに寄与する創意工夫が凝らされているか。

(5) 自立性

支援金の交付を受けなくなった後も、資金等の面で自立することが期待できるか。

特に評価できる… 5 点	評価できる… 4 点	普通（基準点）… 3 点
やや評価できる… 2 点	評価できない… 1 点	

◆各項目を 5 点満点で採点し、事業採択の適否を審査します。

◆各委員の合計点を委員数で割り返し、事業毎に平均点を算出します。

◆平均点が 15 点に満たない場合は、選考しないものといたします。

※審査基準等は協議により変更される場合があります。

8 採択された場合

(1) 申請書の提出

匝瑳市市民提案型事業選考審査結果通知書の日付から 14 日以内に、匝瑳市市民提案型事業助成金交付申請書（別紙第 3 号様式）に必要書類を添えて環境生活課市民協働班まで提出してください。

(2) 報告書の提出

事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに匝瑳市市民提案型事業実績報告書（別紙第 7 号様式）を提出してください。

(3) 事業結果の発表

事業の結果について、協議会等で活動内容を発表し、市民から理解を得られるよう努めてください。

9 その他の留意事項

(1) 事業提案にかかる費用は、各提案者の負担とします。

- (2) 希望した助成金額が全額承認されないこともあります。
- (3) 予算書の作成にあたっては、事前に見積書をとるなどし、決算額との差が最小限になるよう努めてください。
- (4) 事業を提案するにあたり、関係者や関係機関と事前に協議・調整を諮り、事業開始の際はスムーズに遂行できるよう準備してください。
- (5) 匝瑳市市民協働推進協議会での審査結果をもとに、市長が助成金交付団体を決定いたします。決定の通知は、各団体に通知するとともに市の広報はホームページ上で提案内容とともに公表します。

平成29年度匝瑳市市民協働推進協議会等スケジュール(案)

内容	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月
推進協議会の開催			第1回協議会 (事業選考) ※プレゼンテーション			第2回協議会				第3回協議会 (事業選考) ※プレゼンテーション		第4回協議会
市民提案型事業			広報やHPにて 提案事業募集 事前協議等	提案事業募集 5/1～5/31	提案事業の選考 採択結果通知 助成金交付申請 → 交付決定	交付決定後 事業実施 ～3/31まで (概算払請求)	H30年度実施分 提案事業募集 10/1～12/28	提案事業の選考 採択結果通知 助成金交付申請 → 交付決定及び 助成金精算	事業報告 助成金精算			
市民活動サポートセンター			本庁舎レイアウト変更 ↓ 環境生活課 において開設 GW中移動							事業の開始は新年度 4月からとなります		
市民協働セミナー			サポートセンター スペース設置							セミナー実施		